

あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例

平成26年 9 月29日

条例第18号

あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年あわら市条例第76号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、母子家庭、準母子家庭、父子家庭及び一人暮らしの寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対して医療費等の一部を助成することにより、母子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「児童」とは、20歳未満の者をいう。

2 この条例において「母子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護している家庭をいう。ただし、第4項に定める家庭を除く。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (7) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

3 この条例において「準母子家庭」とは、母がない場合又は母が監護しない場合において児童の父又は母以外の者がその児童を養育する(その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)家庭をいう。ただし、次項に定める家庭を除く。

4 第2項ただし書及び前項ただし書に規定する家庭は、児童が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する里親(以下「里親」という。)に委託されているとき。
- (2) 父(規則で定める程度の障害の状態にあるものを除く。)と生計を同じくしているとき。
- (3) 母の配偶者(規則で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。

5 この条例において「父子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父がその児童を監護している家庭をいう。ただし、次項に定める家庭を除く。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 母が死亡した児童
- (3) 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 母の生死が明らかでない児童
- (5) 母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令(父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (7) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

6 前項ただし書に規定する家庭は、児童が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 里親に委託されているとき。
- (2) 母(規則で定める程度の障害の状態にあるものを除く。)と生計を同じくしているとき。
- (3) 父の配偶者(規則で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。

7 この条例において「一人暮らしの寡婦」とは、かつて母子家庭の母であった者で、現在、他に同居している者がいないもののうち、市長が適当と認めたものをいう。

8 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

9 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定による療養を受けた場合において当該法令の規定により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）が負担することとなる費用をいう。

10 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

11 この条例において「協力医療機関」とは、医療機関のうち、母子家庭等に対する療養を行った場合、当該療養に係る診療報酬明細書の写し又は医療費助成事業者一覧表を作成し、医療費助成事業総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付する等の協力をするものをいう。

（助成対象者）

第3条 この条例による助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる家庭の区分に応じ、当該各号に定める者であって、本市に住所（配偶者等からの暴力（配偶者その他親密な関係にある者からの身体的又は精神的な暴力（家族及び親族への暴力を含む。）をいう。）の被害者で本市に住所を変更することができないものにあつては、居所。第10条第1号において同じ。）を有する社会保険各法の規定による被保険者等とする。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている者を除く。

- (1) 母子家庭 児童及び母
- (2) 準母子家庭 児童、養育者（準母子家庭において児童を養育する者をいう。以下同じ。）並びに養育者の控除対象配偶者（地方税法第292条第1項第7号の控除対象配偶者をいう。）及び扶養親族（同項第8号の扶養親族をいう。）
- (3) 父子家庭 児童及び父
- (4) 一人暮らしの寡婦の家庭 寡婦

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者、その者と生計を同一にする配偶者及び民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得(1月から7月までの医療費等に係る一部負担金にあっては、前々年の所得)がそれぞれ児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する所得制限基準額(助成対象者にあっては受給資格者の一部支給の所得制限基準額とし、配偶者及び扶養義務者にあっては同法の配偶者及び扶養義務者の所得制限基準額とする。)を超えている場合は、助成を行わない。ただし、震災、風水害、火災その他の災害を受けたことにより所得税が減免された場合において、その年の所得につき、前項の所得制限基準額以内であると市長が認める者については、この限りでない。

(助成の範囲)

第4条 市長は、次条に規定する者がその助成対象者に係る療養に要する費用のうち一部負担金及び入院時食事療養費の定額負担を医療機関に支払った場合には、当該支払額について助成を行うものとする。ただし、社会保険各法以外の法令等により公費負担金、附加給付金等を受けることができる場合は、助成金額からその額を控除するものとする。

2 助成の対象となる療養の期間は、第6条第1項の規定による受給者証の交付の申請があった日の属する月の翌月1日から助成を受ける資格(以下「受給資格」という。)を喪失した日の前日までとする。

(助成を受ける者)

第5条 助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる家庭の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 母子家庭 母
- (2) 準母子家庭 養育者
- (3) 父子家庭 父
- (4) 一人暮らしの寡婦の家庭 寡婦

(受給者証の交付)

第6条 前条に規定する者は、助成を受けようとするときは、あらかじめ市長より受給資格がある旨の証明書(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければ

ならない。

2 市長は、受給者証の交付の申請があったときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

(受給者証の有効期間)

第7条 受給者証の有効期間は、受給資格の認定を受けた日からその日以後の最初の7月31日までとし、毎年8月1日に更新する。

(受給者証の掲示)

第8条 受給者は、当該受給者証に記載された助成対象者が医療機関において療養を受けようとするときは、社会保険各法又はこれらに基づく命令に規定する被保険者証、加入者証又は組合員証とともに当該受給者証を掲示しなければならない。

(助成の申請)

第9条 助成は、助成対象者が医療機関において療養を受けるときにその受給者であった者(以下「申請受給者」という。)の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、助成対象者が協力医療機関において療養を受けた場合において、国保連から市長に医療費助成対象者一覧(申請受給者が支払った当該療養に係る一部負担金及び入院時食事療養費の定額負担分の額、当該助成対象者の氏名等が記載された書類をいう。)の報告があったときは、申請受給者から同項の申請があったものとみなす。

3 市長は、第1項の申請又は前項の報告があったときは、その申請又は報告の内容を審査し、助成の適否の決定を行うものとする。

(届出の義務)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 受給者又は助成対象者の氏名、住所その他規則で定める事項に変更があったとき。

(2) 助成を受けた後、当該助成事由が第三者の行為によって生じたものであることが判明したとき。

(3) 受給資格を喪失したとき。

(第三者行為による助成制限)

第11条 市長は、助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成を行わず、又は既に助成を行った額を返還させるものとする。ただし、市長が特に助成の必要があると認めるときは、この限りでない。

（助成金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者から既に助成を行った額の全部又は一部を返還させることができる。

（手数料の支払）

第13条 市長は、医療機関が医療費等の領収証明を行った場合は、規則で定めるところにより、当該医療機関に対し領収証明手数料を支払うことができる。

2 市長は、協力医療機関が第2条第11項に規定する手続を行った場合は、規則で定めるところにより、当該医療機関に対し事務手数料を支払うことができる。

3 市長は、規則で定めるところにより、国保連からの報告に対して事務処理手数料を支払うことができる。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のあわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

（あわら市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

3 あわら市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年あわら市条例第75号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

平成26年9月29日

規則第18号

改正 平成27年12月28日規則第29号

あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成16年あわら市規則第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成26年あわら市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（障害の状態）

第2条 条例第2条第2項第3号、同条第4項第2号及び第3号、同条第5項第3号並びに同条第6項第2号及び第3号の規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

（受給者証の交付の申請）

第3条 条例第6条の規定により受給者証の交付を受けようとする者は、母子家庭等医療費受給資格認定申請書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合においては、次に掲げるものを提示し、又は添付しなければならない。

- (1) 社会保険各法又はこれらに基づく命令に規定する被保険者証、加入者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）
- (2) 養育申立書（様式第2号）又は別居監護申立書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（受給者証）

第4条 条例第6条の受給者証は、様式第4号とする。

（受給者証の再交付）

第5条 受給者証を破損し、又は亡失したことにより再交付を受けようとするときは、母子家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（受給者証の更新の申請）

第6条 受給者は、条例第7条に規定する受給者証の更新を受けようとするときは、母子家庭等医療費受給資格更新申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 第3条後段の規定は、前項の場合について準用する。

（医療費助成の方法）

第7条 条例第9条第1項の規定による申請は、母子家庭等医療費助成申請書（請求書）（様式第7号）により行うものとする。

（助成の通知）

第8条 市長は、条例第9条第3項の規定により助成の決定を行ったときは、母子家庭等医療費支給通知（様式第8号）により通知するものとする。

（届出事項等）

第9条 条例第10条第1号の場合における届出は、母子家庭等医療費受給資格登録事項変更届（様式第9号）に受給者証を添えて行うものとする。

2 条例第10条第1号の規則で定める事項は、条例第6条に規定する受給者証の交付の申請に係る事項（助成対象者の氏名又は住所を除く。）とする。

3 条例第10条第2号の場合における届出は、母子家庭等医療費助成事由が第三者行為であったことの届（様式第10号）により行うものとする。

4 条例第10条第3号の場合における届出は、母子家庭等医療費受給資格喪失届（様式第11号）に受給者証を添えて行うものとする。

（証明書料）

第10条 条例第13条第1項に規定する領収証明手数料は、1件110円とする。ただし、県外の医療機関については対象外とする。

2 条例第13条第2項に規定する事務手数料は、1件110円とする。

3 条例第13条第3項に規定する事務処理手数料は、1件43円とする。

（帳簿の整備）

第11条 市長は、次に掲げる帳簿等を作成し、整理しておくものとする。

- (1) 母子家庭等医療費受給資格者証交付台帳
- (2) 母子家庭等医療費支給台帳
- (3) 個人別母子家庭等医療費支給台帳

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な帳簿書類等

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、母子家庭等医療費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のあわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則に定める用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成27年12月28日規則第29号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 (第2条関係)

1 両眼の視力の和が0.04以下のもの

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

4 両上肢の全ての指を欠くもの

5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7 両下肢を足関節以上で欠くもの

8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要と

する程度の障害を有するもの

- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

様式第1号（第3条関係）

（表）

母子家庭等医療費受給資格認定申請書

年 月 日

あわら市長 様

住 所

申請者 (居 所)あわら市

氏 名 ㊟

電話番号

次のとおり母子家庭等医療費受給資格の認定を受けたく申請します。

区分	氏名	性別	続柄	生年月日	住 所 (居 所)	個人番号	職 業
助成対象者 母子父子家庭	母・父						
	児 童						
上 記 以 外 受 給 者							
扶 養 義 務 者							
加 入 医 療 保 険	被保険者等の氏名				記号番号		
	保 険 者	名 称					
		所 在 地					
医 療 費 振 込 口 座	金融機関名						
	口 座 氏 名				口座番号		
※ 医療費助成決定調書（審査）							
受付年月日	年	月	日	医療費助成の要否	要・否		
決定年月日	年	月	日	決 定 理 由			
交付年月日	年	月	日	県・市単区分	県・市		
備 考							

（注）※の欄は、記入しないでください。

(裏)

※整理番号		第 号							
所得状況 (年分)									
① 第 番号 号	② 氏名	③ 住所 (居所)							
氏 名		④ 受給者	⑤ 配偶者	⑥ 扶養義務者					
⑦ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数)		(人)	(人)	(人)	(人)				
⑧ ⑦以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		人							
⑨ 所得額	児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額	円※ 円	円※ 円	円※ 円	円※ 円				
	児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額								
	母に支払われた額								
	母に対し支払われた額の8割相当額A								
	児童に対し支払われた額								
	児童に対し支払われた額の8割相当額B 合計 A+B								
控除	⑩ 障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
	⑪ 特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
	⑫ 障害者・特別障害者・老年者・寡婦・勤労学生	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑬	円	円	円	円	円	円	円	円
	⑭ 社会保険料等相当額		円		円		円		円
	⑮ 控除後の所得額		円		円		円		円
審査	④～⑮欄の記載事項								
※所得制限額		以上・未満							

様式第2号（第3条関係）

養 育 申 立 書									
養 育 者	氏 名				住所（居所）				
	職 業				課税台帳の総所得額	円			
養育している対象児童名	氏 名	生 年 月 日	養育者と同居・別居の別	養育者との続柄	住民登録年月日	備 考			
		年 月 日	同・別		年 月 日	孤児で ある ない			
		年 月 日	同・別		年 月 日	孤児で ある ない			
養育者・対象児童以外の世帯員	氏 名	年 齢	性 別	養育者との続柄	養育者と同居・別居の別	職 業	課税台帳の総所得	備 考	
対象児童を養育することとなった年月日		年 月 日							
養育することとなった理由及び養育している事実									
対象児童の母の状況（母が死亡していない場合）	氏 名				母の状況（母が児童を監護していない理由）				
	住所（居所）								
上記のとおり、養育者は、対象児童と同居し、監護し、その生計を維持していることを証明します。 年 月 日									
									民生委員氏名 ㊟

様式第3号（第3条関係）

別居監護申立書			
母の氏名		住所(居所)	
児童の氏名		住所(居所)	
同居しないで監護すること となった年月日		年 月 日	
同居しない 理由			
同居しないで 監護して いる事実			
<p>上記のとおり児童と同居しないで、その児童を監護していることを申し立てます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(請求者・受給者) 氏 名 ㊟</p> <p>上記のとおり記載事項に相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>(民生委員・学校長) 氏 名 ㊟ (寄 宿 舎 の 舎 監)</p>			

- 受給資格者が母である場合において、対象児童と同居しないで、これを監護しているときに提出してください。

様式第4号（第4条関係）

あわらし母子家庭等医療費受給者証

（表）

		医療保険			
受給者	住所 （居所）				
	氏名				
区分	氏名	対象者番号	性別	続柄 生年月日	被保区分 終了予定月
助成 対象者					
有効期間					年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日交付					

（裏）

注 意 事 項

- 1 この証は、母子家庭等医療費の助成に関する条例により、助成を受けることのできる証ですから大切に保持してください。
- 2 福井県内の医療機関において医療等を受けるときは、必ずこの証を被保険者証（加入者証、組合員証）とともに窓口に提示してください。
なお、この証を医療機関の窓口に提示しない場合は、母子家庭等の医療費等の助成の取扱いは受けられないので特に注意してください。
- 3 福井県外の医療機関において医療等を受けたときは、支給申請書の領収証明書欄の記載を受けた上この証を添えて各市町村へ申請してください。
- 4 この証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けてください。
- 5 加入している医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、必ずその旨をこの証を添えて届け出てください。
- 6 受給資格がなくなったときは、必ずその旨を届け出るとともにこの証を返還してください。
- 7 更新手続は、有効期間内の7月中にこの証を添えて行ってください。
- 8 有効期間を過ぎたときは、速やかにこの証を返還してください。
- 9 偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、助成した額を返還していただくことになります。

様式第5号（第5条関係）

母子家庭等医療費受給者証再交付申請書			
			年 月 日
あわら市長 様			
申請者 住 所 (居 所) 氏 名			④
あわら市母子家庭等医療費受給者証を破損（亡失）したので再交付を申請します。			
受給者	住所(居所)		
	氏 名		
助成対象者	氏 名		
	生年月日		
破損・亡失事由			
備 考			

様式第6号（第6条関係）

母子家庭等医療費受給資格更新申請書

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住 所(居 所) _____
氏 名 _____ ㊞
電 話 _____

次のとおり、母子家庭等医療費受給資格の更新を申請します。

助成対象者	区 分	氏 名	性別	続柄	生年月日	個人番号	職 業
扶養義務者							
受給者	氏 名					資格要件	
	住 所 (居 所)						
医療保険	記号番号					種 別	
	保険者					附加給付	有・無
	被保険者					取 得 日	
口座	金融機関 支 店 名				科目番号 名 義		
※ 医療費助成決定調書（審査）							
決 定 年 月 日	年 月 日	医療助成 の 要 否	要・否	交 付 年 月 日	年 月 日		
決 定 理 由						県・市単区分	県・市
所 得							

様式第7号（第7条関係）

受付年月日 年 月 日

母子家庭等医療費助成申請書（請求書）

あわら市長 様

年 月 日

住 所
受給者（居所）あわら市
(保護者)
氏 名 _____ (印)

次のとおり領収証明書を添えて申請します。

受 診 者	医療証番号	_____	医 療 保 険	名 称	_____
	氏 名	_____		記号・番号	_____
	生 年 月 日	_____年 _____月 _____日生			

※太枠の中のみ記入してください。

領 収 証 明 書 (年 月分) (科)				
入 院 ・ 外 来 区 分	1 入院	2 外来	診療実日数	日
保 険 診 療 総 点 数				点
保 険 診 療 一 部 負 担 金				円
自 己 負 担 割 合	1 割 ・ 2 割 ・ 3 割			
入 院 時 食 事 療 養 費 一 部 負 担 金	日			円
(受診者)	医療機関		住所 名称 氏名	(印)
	様			

- (注)① 上部申請書欄は、申請者が記入してください。
 ② 点数及び金額は、保険診療の対象分のみ記入してください。
 ③ 3箇月以内に提出してください。

診療月	医療機関 番 号	府 県	表 地区	番 号	科 目	入 外	
.....	
A 総医療費	B 本人負担	C 附加給付	D 高額医療	E 他負担	F 助成額	G 食事療養費	H 総支給額

様式第9号（第9条関係）

母子家庭等医療費受給資格登録事項変更届

年 月 日

あわら市長 様

住 所
(居 所) あわら市
氏 名

㊞

次のとおり変更しましたのでお届けします。

受給者	氏 名	性別	生年月日	医療証番号
			男 ・ 女	年 月 日
	個人番号			
変 更 事 項				
1 氏 名	変 更 前			
2 住所(居所)				
3 被保険者				
4 保険者名				
5 記号番号	変 更 後			
6 金融機関				
7 個人番号				
8 その他				
変更年月日			年 月 日	

(注) 医療費受給者証及び被保険者証、加入者証又は組合員証を添えて提出してください。

様式第10号(第9条関係)

<p>母子家庭等医療費助成事由が第三者行為であったことの届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>あわら市長 様</p> <p style="text-align: right;">届 出 者 住 所 (居 所) 氏 名 電話番号 ㊟</p> <p>あわら市母子家庭等医療費の助成に関する条例により、医療費の助成を受けましたが、助成事由が第三者の行為によって生じたものであることが判明したので届け出ます。</p>				
助 成 対 象 者	氏 名	性 別	生 年 月 日	受給者証番号
		男・女	年 月 日	
第三者行為であることが判明した年月日		年 月 日		
当該第三者の住所(居所)				
当該第三者の氏名				
当 該 助 成 の 内 容	医 療 機 関	住 所		
		医療機関名		
	診療年月日 (期間)	年 月 日から 年 月 日まで		
	助成受領額	円		

様式第11号（第9条関係）

母子家庭等医療費受給資格喪失届

年 月 日

あわら市長 様

届出者 住 所
(居所)

氏 名 ㊟

電 話

次のとおり資格を喪失したので、受給者証を添えて届け出ます。

資格喪失事由 (該当する箇所を○ で囲む。)	1 市外へ転出のため 2 結婚するため 3 その他 ()		
資格喪失年月日	年 月 日		
受給者証記載事項	受給者証番号		
	対象児童名 氏 名		
※旧受給者証 回収の有無		※情報入力	年 月 日

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第9条関係)